

諮問庁：環境大臣

諮問日：平成28年7月22日（平成28年（行個）諮問第119号）

答申日：平成29年2月10日（平成28年度（行個）答申第175号）

事件名：特定地番の建物等の除染の方法等を特定日に調査するために立入り
するための権利者である本人の同意書の不開示決定（不存在）に関
する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定地番の建物及び土地の除染の方法等を調査するために立入するための権利者の同意書（調査日 平成24年6月26日）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年3月18日付け環東地総発第1603181号により東北地方環境事務所長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

権利者の同意もないのに行政区の同意があるから、不存在である。行政区と権利者の関係及び除染の同意には権利者全員の同意書が必要との説明と矛盾している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、原処分の取消しを求めているので、その主張について検討する。

審査請求人は、原処分に対して、「権利者の同意もないのに行政区の同意があるから、不存在である。行政区と権利者の関係及び除染の同意には権利者全員の同意書が必要との説明と矛盾している。」と主張する。

審査庁が処分庁に確認したところ、処分庁の説明は次のとおりであった。

(1) 特定地番所在の特定行政区については、平成24年5月13日に行政区内建物及び土地の除染の方法等を調査するために土地内に立入りする

ための住民説明会を開催し、行政区として同意いただいている。

- (2) このため、平成28年3月18日付け環東地総発第1603181号に記載のとおり、審査請求人により開示請求された保有個人情報是不存在である。

2 結論

以上のとおり、審査請求人の主張について検討した結果、審査請求人の主張には理由がないことから、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年7月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成29年1月25日 審議
- ④ 同年2月8日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして、不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報を開示するよう求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

- (1) 諮問庁が上記第3の1(1)で説明する住民説明会等について当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

ア 特定地域（除染特別地域）における除染等の措置等は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」28条に基づき策定する特別地域内除染実施計画に従って国が実施することとされている。

当該計画において決められた具体的な除染等の措置に関する工程は、

- ① 除染等の措置を実施する建物、土地等（以下「土地等」という。）の関係人の氏名等を把握する、
- ② 土地等の状況調査を行うため、関係人から立入りの了解を得る、
- ③ 土地等の線量の測定など状況の把握を行う、
- ④ 把握した状況を踏まえ、適切な除染等の措置に関する方法等を決定する、
- ⑤ 除染等の措置に関する方法等について、関係人に説明を行い、当該措置の実施について同意を得る、
- ⑥ 同意

した内容に沿って除染等の措置の作業を実施する，⑦除染等の措置の作業後に当該措置の対象の線量の測定等を行う，⑧除染等の措置による結果等を関係人に報告する，という流れになっている。本件対象保有個人情報，上記②の工程における関係人からの了解に係る同意書に記録された保有個人情報であると解される。

イ 上記ア②の工程においては，特定地方公共団体と協議の上，平成24年4月18日開催の特定地域行政区長会会議において，除染の全体工程について説明した結果，行政区ごとに，かつ除染の進捗に応じて住民説明会を開催することとされ，また，敷地への立入りについての地権者の了解については，特定行政区としての同意を得るべきこととされた。その後，同月27日付けで，特定地方公共団体の長から特定行政区世帯主及び地権者に対し，除染の事前調査に係る敷地への立入り，本格的除染の内容及び除染のスケジュール等についての除染に係る行政区住民説明会を同年5月13日に開催する旨通知した。そして，同日開催の除染に係る行政区住民説明会において，除染の事前調査に係る敷地への立入りについて説明し，特定行政区として当該立入りの了解を得た。

ウ 上記イのとおり，除染の事前調査に係る敷地への立入りについては，行政区としての了解を得たものであり，個々の地権者から個別に上記立入りに係る同意書の提出等を受けていたものではない。実際，審査請求人から「特定地番の建物及び土地の除染の方法等を調査するために立入するための権利者の同意書」（以下「本件文書」という。）の提出があった事実はなく，本件対象保有個人情報を保有していない。

(2) 諮問庁から提出を受けた，平成24年5月13日開催の除染に係る行政区住民説明会の記録を確認したところ，当該住民説明会の開催の趣旨として「建物等の状況調査実施にあたり敷地内立入りの了解を得る」との記載があるとともに，決議として「会場全体で同意を確認」との記載が認められた。

そして，敷地への立入りについては，特定行政区として了解を得たため，本件文書の提出があった事実はなく，本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の上記(1)イ及びウの説明は不自然とはいえず，これを覆すに足る事情も認められない。

したがって，東北地方環境事務所において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は，当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象保有個人情報につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，東北地方環境事務所において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曾根玲子